

令和3年4月にお子様在北見市の小学校に入学する保護者のみなさま



## 就学援助制度による

### 新入学学用品費の入学前支給のご案内



北見市では、経済的にお困りで、就学援助制度の支給要件に該当し支給を受けることができる保護者の方に、就学援助費のうち、新入学学用品費（入学準備に必要な費用）を入学前に支給します。詳しくは以下のとおりとなります。

#### ○ 新入学学用品費の支給を受けることができる方

お子様が令和3年4月に北見市の小学校に入学のご家庭のうち、（１）１～９、（２）のいずれかに該当する世帯

（１）令和元年（平成31年）度または令和2年度において、次のいずれかに該当する世帯の方

1. ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の支給を受けている世帯  
※ただし、児童扶養手当の支給を受けていた世帯の状況でなくなった場合を除く。
2. 国民年金の保険料が免除承認された世帯（20歳以上の世帯員全員の免除承認必要）
3. 生活保護法に基づく保護が廃止または停止となった世帯
4. 災害等により個人事業税が減免され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
5. 災害等により市町村民税が減免され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
6. 災害等により固定資産税が減免され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
7. 災害等により国民健康保険料が減免または徴収が猶予され、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
8. 公共職業安定所で日雇労働被保険者手帳の交付を受けており、「認定となる収入額の目安」に準ずる世帯
9. 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている世帯

（２）生計同一世帯全員の令和元年（平成31年）中の収入が生活保護需要額の1.29倍以下の世帯  
（下表参照）

#### ●認定となる収入額の目安

世帯人数	世帯構成（年齢）	令和元年(平成31年)中の世帯総収入	
		持家の場合	賃貸の場合
2人	親(35)・子(9)	約243万円	約275万円
3人	親(35)・子(9)・子(4)	約287万円	約320万円
3人	父(35)・母(30)・子(9)	約305万円	約338万円
4人	親(38)・子(13)・子(10)・子(6)	約363万円	約396万円
4人	父(40)・母(35)・子(14)・子(9)	約371万円	約403万円
5人	父(40)・母(35)・子(13)・子(10)・子(6)	約402万円	約435万円
6人	父(40)・母(38)・子(13)・子(10)・子(6)・祖母(65)	約447万円	約479万円

※「収入」とは、給与所得控除等の各種控除前の金額であり、手取り金額ではありません。

※世帯状況（人数や年齢）、家賃負担の有無などによって、認定となる収入が変動します。

※新入学学用品費の認定で確認する収入は、平成31年1月～令和元年12月の収入です。

#### 【注意点】

前にお住まいの自治体で、すでに新入学学用品費を支給されている場合は、北見市での入学前支給の対象とはなりません。

## ○ 申請手続き

### (1) 申請方法

申請される方は、下記の書類に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、締切日までに返信用封筒で北見市教育委員会へ送付してください。

### (2) 申請に必要な書類

提出書類		
申請書	「令和3年度 新入学児童学用品費等（就学援助費）受給申請書〈兼世帯票〉」（ピンク色の紙）	
添付書類（該当する方のみ添付）	各申請理由ごとに必要な添付書類 （1～9については、令和元年（平成31年）度または令和2年度に該当がある方）	
	<b>申請理由</b>	<b>必要な添付書類</b>
	1. ひとり親家庭等に支給される児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書のコピー
	2. 国民年金の保険料が免除承認された	免除承認の通知はがき(20歳以上の世帯員全員分)のコピー
	3. 生活保護法に基づく保護が廃止または停止となった	特にありません
	4. 災害等により個人事業税が减免された	納税額異動通知書（减免の記載があるもの）のコピー
	5. 災害等により市町村民税が减免された	市民税更正（決定）通知書のコピー
	6. 災害等により固定資産税が减免された	固定資産税・都市計画税減免決定通知書のコピー
	7. 災害等により国民健康保険料が减免または徴収が猶予された	国民健康保険料納付（入）通知書兼決定（更正）通知書（减免の記載があるもの）のコピー
	8. 公共職業安定所で日雇労働被保険者手帳の交付を受けている	日雇労働被保険者手帳のコピー
9. 世帯員全員について市町村民税が非課税となった	<b>令和2年1月2日以降に北見市に転入した方のみ以下の書類が必要です（それ以外の方は不要です）</b> ・令和元年（平成31年）中の収入がわかる書類（いずれか1つ提出。コピー可） ①令和元年（平成31年）分の源泉徴収票 ②令和元年（平成31年）分所得税の確定申告書の控え ③令和2年度(令和元年(平成31年)分)所得課税証明	
10. 生計同一世帯全員の令和元年（平成31年）中の収入が生活保護需要額の1.29倍以下の世帯		
<b>住居の家賃額が記載されている書類のコピー</b>	賃貸住宅等に住み、家賃を負担している方のみ	

### (3) 申請最終締切日 **令和3年4月9日（金）まで**

※最終締切日までは随時申請を受け付けますが、締切日を過ぎて提出された場合は、新入学学用品費の支給はできませんのでご注意ください。

※認定になった場合の新入学学用品費の支給時期は、別途お知らせいたします。

## ○ 支給額・支給日等

### (1) 支給予定額 児童1人あたり 51,600円（令和2年11月現在）

※支給額は、今後変更になることがあります。変更となった場合は別途通知いたします。

### (2) 支給時期 認定後、随時支給します（支給時期はハガキで通知いたします）。

### (3) 支給方法 保護者の方の口座に直接振り込みます。

## ○ 注意事項

- 審査結果は、認定・否認定にかかわらず、おおむね申請から1ヶ月程度で通知いたします。
- 申請書を提出したことを証明するため、「**新入学児童学用品費申請書受領証**」を教育委員会から交付いたしますので、大切に保管してください。
- この申請の対象経費は、新入学学用品費のみです。**  
**令和3年度のその他（学用品費や給食費など）の就学援助費の申請の案内は、転入後に学校を通じてご案内しますので、希望する場合は改めて申請書をご提出ください。**
- 新入学学用品費の支給で認定になった方でも、令和3年度就学援助費の支給では結果が異なる場合がありますので、ご了承ください（新入学学用品費とその他の就学援助費の認定にあたり、確認する収入の年が異なるため）。
- 生活保護を受給している方は、保護費から支給されますので、本申請の対象者となりません。

お問い合わせ先

北見市教育委員会 学校教育課 学校教育係

住所 北見市端野町二区471番地1 端野総合支所2階

電話 0157-33-1748（直通）